

## 第2回北杜市行政不服審査会会議録

日 時 平成29年3月30日（木） 午後4時00分～午後4時50分

場 所 北杜市役所 東館会議室

出席者

委 員 坂本仁、小川昭二、中沢朝征、近藤徹

事務局 総務部長 坂本吉彦、総務課長 織田光一

法制訟務担当 田中伸、窪田圭司

次第

1 開会のことば

2 総務部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 審 議

(1) 北杜市長が行った平成28年度国民健康保険税に係る平成28年7月11日付け納税通知書及び平成28年8月15日付け更正（決定）通知書による処分に対する審査請求について

(2) その他

5 閉会のことば

公開・非公開の別 非公開

非公開の理由 公正な審査のため、北杜市行政不服審査会条例第8条の規定により  
非公開

審議内容

- ・ 坂本会長を議長とし、議事進行を行う。
- ・ 審議案件「北杜市長が行った平成28年度国民健康保険税に係る平成28年7月11日付け納税通知書及び平成28年8月15日付け更正（決定）通知書による処分に対する審査請求について」の経過及び審理員意見書について事務局より説明
- ・ 答申の内容について協議

質疑

委 員 審理員意見書の中に書かれているが、長期譲渡所得の扱いについては法律、条令で決められている。市としては、これについての特例や裁量の余地はないものと捉えているのか？

- 事務局 処分庁（市民部市民課）は裁量の余地はないとしている。
- 委員 審査請求人は、職員による長期譲渡所得金額の入力ミスについて特に何か言っているか。
- 事務局 口頭意見陳述の際、処分庁（市民部市民課）が改めてお詫びし、これについては言っていない。むしろ、制度に対する申し立てである。
- 委員 北杜市国民健康保険税条例附則第6項で、所得割の計算に長期譲渡所得を含めるというように読み替えているというのが根拠だと思うが、附則に入り込んでいて、本文ではないところが少し分かりにくい。それはなぜなのかという点と、本文に規定することはできないかという点について伺いたい。
- 委員 国保税条例の附則第6項で読み替えることが決まっているが、仮にこの規定がなければ審査請求人の言うとおりになると思うのですが、そこは北杜市の条例、規則なりで変更することはできないのか？
- 事務局 法律で決められていることを条例で定めているので、基本的には厳しいと思われる。処分庁（市民部市民課）でないとこの場での正確な回答はできないので、確認して補足という形で書面にて回答させていただく。
- 委員 審理員意見書には、社会保険との不公平を解消する行動、条例・法律の改定についてあまり記載されていないようだが。
- 事務局 基本的には、意見書にあるとおり、国保制度を維持するために法に沿うべきで、独自の解釈はできないということ。
- 事務局 国保税については、分離課税せずに他の所得と合算して課税するということが決まっていて、附則を後付けしているのではないかと思うが、その根拠となる法律はあるのか？
- 事務局 根拠を確認して、補足という形で回答する。
- 会長 概ね意見等が出尽くしたようだが、内容としては、審理員の意見書のとおりということによろしいか？
- 事務局 補足を送付させていただく中で、審理員の意見書の内容を支持するという内容の答申案を作らせていただきたい。
- 会長 答申案について、事務局の申し上げたとおりによろしいか？
- 委員 （全委員が了承）
- 会長 今回の件については、事務局の申し上げた内容で決定する。